

準則別表第 1 (業種区分別の敷地面積に対する生産施設面積割合)

業 種 の 区 分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合 (γ)
第 1 種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	100分の30
第 2 種	伸鉄業	100分の40
第 3 種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	100分の45
第 4 種	鋼管製造業及び電気供給業	100分の50
第 5 種	でんぷん製造業及び冷間ロール成型形鋼製造業	100分の55
第 6 種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	100分の60
第 7 種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	100分の65